



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次（\*については県法規集掲載事項）

### ○ 県議会に関する事項

- \*和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則
- \*和歌山県議会傍聴規則の一部を改正する規則

### 県議会に関する事項

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則（平成18年12月8日議決）をここに公布する。

平成18年12月8日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第36条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項の規定に基づき委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で委員会に付託することができる。

第60条中「、自己」を「自己」に改める。

第67条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第92条及び第102条中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月8日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

和歌山県議会傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山県議会傍聴規則（昭和43年4月13日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「傍聴人の取締り」を「会議の傍聴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。